

金山町の給与・定員管理等について

1. 総括

(1) 人件費の状況(普通会計決算)

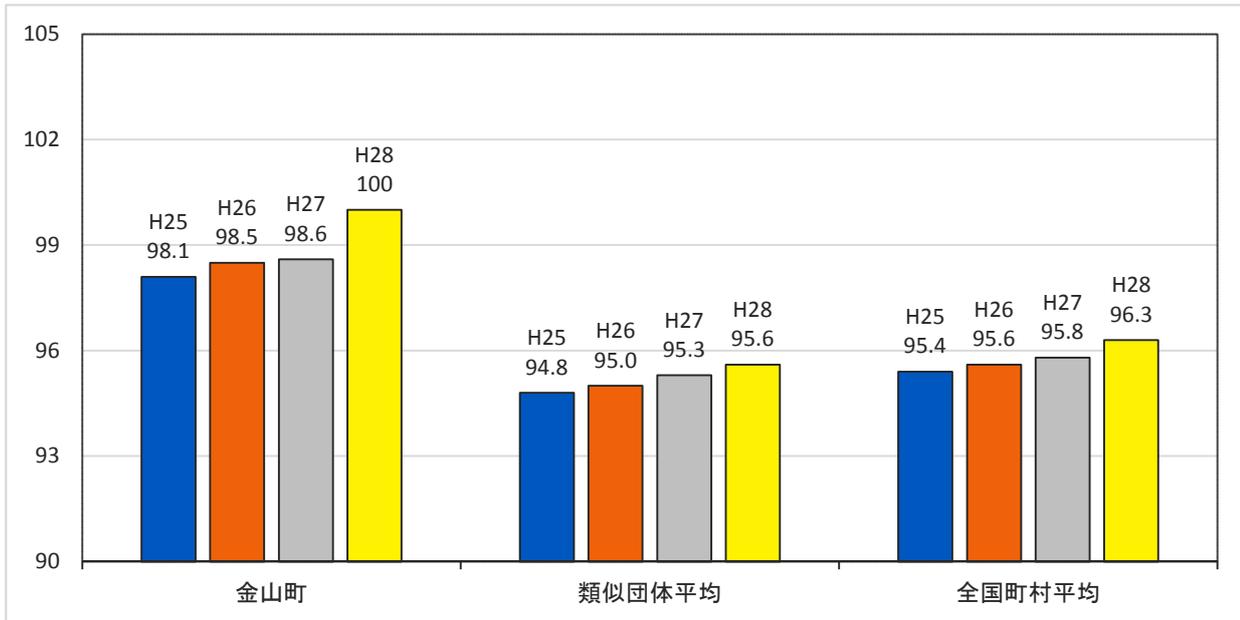
区分	住民基本台帳人口	歳出額 A	実質収支	人件費 B	人件費率 B/A	(参考) 26年度の人件費率
27年度	人 2,204	千円 3,536,700	千円 195,100	千円 509,370	% 14.4	% 17.0

(2) 職員給与費の状況(普通会計決算)

区分	職員数 A	給与費				(参考)1人当たり 給与費 B/A	(参考)類似団体 平均一人当たり給与費
		給料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B	千円	千円
27年度	人 50	千円 182,826	千円 30,940	千円 69,391	千円 283,157	千円 5,663	千円 5,459

- (注) 1 職員手当には退職手当を含まない。
2 職員数は、27年4月1日現在の人数である。

(3) ラスパイレス指数の状況(各年4月1日現在)



- (注) 1 ラスパイレス指数とは、全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するため、国の職員数(構成)を用いて、学歴や経歴年数の差による影響を補正し、国の行政職俸給表(一)適用職員の俸給月額を100として計算した指数。
2 平成25年は、国家公務員の時限的な(2年間)給与改定・臨時特例法による給与減額措置がないとした場合の値である。

※ 28年4月1日のラスパイレス指数が、[1]3年前に比べ1ポイント以上上昇している場合、[2]3年連続で上昇している場合、[3]100を超えている場合について、その理由及び改善の見込み

ラスパイレス指数が3年前に比べて1ポイント以上上昇していること、及び3年連続で上昇している理由として、中途採用職員の高年齢化による早期昇給、中年年齢層職員の増加による管理職員(主幹以上)の増加、現業職員のみ退職等が挙げられます。金山町では、金山町定員管理計画に則り職員数の削減や組織機構の再編などを行ってまいりましたが、上記を理由とした職員年齢層の空洞化や管理職員の増加による給料月額の増加が問題となります。今後も県内の民間企業の給与の実態を反映した福島県人事委員会勧告を踏まえながら、給与水準の適正化や現状を反映した定員管理計画の策定を行ってまいります。

(4) 給与改定の状況

※人事委員会を設置していないため記載なし

(5) 給与制度の総合的見直しの実施状況について

【概要】国の給与制度の総合的見直しにおいては、棒給表の水準の平均2%の引下げ及び地域手当の支給割合の見直し等に取り組むこととされている。

①給料表の見直し

〔実施・未実施〕

実施内容

(給料表の改定実施時期) 平成27年4月1日
(内容) 一般行政職の給料表について、福島県人事委員会の職員の給与等に関する勧告に準拠し給料表の見直しを実施。激変緩和のため、5年間(平成32年3月31日まで)の経過措置(現給保障)を実施。他の給料表についても、福島県人事委員会勧告に準じ見直しを実施。

②地域手当の見直し

該当なし

③その他の見直し内容

該当なし

2. 職員の平均給与月額、初任給等の状況

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況

①一般行政職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国ベース)
金山町	41.3 歳	316,100 円	364,671 円	344,837 円
福島県	42.7 歳	331,000 円	416,157 円	361,628 円
国	43.6 歳	331,816 円	- 円	410,984 円
類似団体	40.9 歳	297,603 円	339,537 円	326,381 円

②技能労務職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国ベース)
金山町	58.8 歳	303,600 円	315,200 円	316,402 円
うち 運転手	- 歳	- 円	- 円	- 円
うち その他	- 歳	- 円	- 円	- 円
福島県	54.3 歳	356,000 円	397,364 円	373,969 円
国	50.4 歳	287,447 円	- 円	329,358 円
類似団体	49.3 歳	287,296 円	311,250 円	302,527 円

- (注) 1 「平均給料月額」とは、平成27年4月1日現在における各職種ごとの職員の基本給の平均である。
 2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、調整手当、住居手当、時間外勤務手当などの諸手当の額を合計したものである。このうち、上段はこれら全ての諸手当込みのものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものである。
 また、下段は国家公務員の平均給与月額には時間外勤務手当、特殊勤務手当などの手当がふくまれていないことから、比較のため国家公務員と同じベースで再計算したものである。

(2) 職員の初任給状況 (28年4月1日現在)

区分		金山町		福島県		国	
一般行政職	大学卒	181,700	円	188,400	円	176,700	円
	高校卒	148,700	円	153,200	円	144,600	円
技能労務職	高校卒	161,800	円	150,800	円	-	円
	中学卒	146,000	円	142,300	円	-	円

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額状況 (28年4月1日現在)

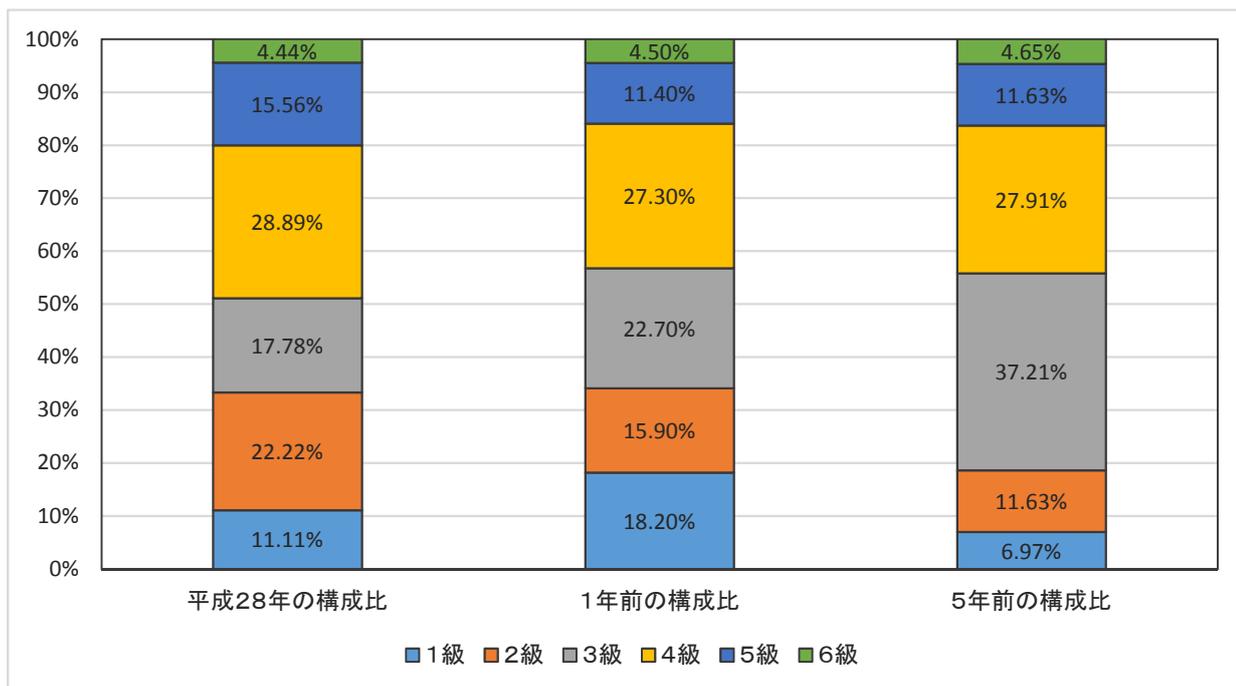
区分		経験年数10年以上 15年未満		経験年数15年以上 20年未満		経験年数20年以上 25年未満		経験年数25年以上 30年未満	
一般行政職	大学卒	272,700	円	325,300	円	365,400	円	-	円
	高校卒	-	円	-	円	321,800	円	366,900	円
技能労務職	高校卒	-	円	-	円	-	円	-	円
	中学卒	-	円	-	円	-	円	-	円

3. 一般職員の級別職員数等の状況

(1) 一般行政職の級別職員数の状況 (28年4月1日現在)

区分	標準的な職務内容	職員数	構成比
1級	主事	5人	11.11%
2級	主査	10人	22.22%
3級	係長・主査	8人	17.78%
4級	主幹	13人	28.89%
5級	課長	7人	15.56%
6級	課長	2人	4.44%

- (注) 1 金山町の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数。
2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務である。



(注) 平成18年に8級制から6級制に変更している

(2) 一般行政職給料表の状況

	1級	2級	3級	4級	5級	6級
1号級の給料月額	144,100 円	195,800 円	232,600 円	267,000 円	294,200 円	325,800 円
最高号給の給料月額	252,900 円	311,100 円	358,200 円	393,300 円	404,900 円	424,100 円

(3) 昇給への勤務成績の反映状況

職員の昇給については、毎年4月1日から3月31日までの1年間の勤務成績に応じ、良好な成績で勤務した職員の昇給の号級数を4号級(55歳を超える職員は2号級)とすることを標準として決定している

4. 職員の手当の状況

(1) 期末手当・勤勉手当

金山町		福島県		国	
一人当たり平均支給額 1,363 千円	(27年度)	一人当たり平均支給額 1,718 千円	(27年度)	-	
(27年度支給割合) 期末手当 2.55 月分 (1.35) 月分	勤勉手当 1.60 月分 (0.75) 月分	(27年度支給割合) 期末手当 2.55 月分 (1.40) 月分	勤勉手当 1.60 月分 (0.75) 月分	(27年度支給割合) 期末手当 2.60 月分 (1.45) 月分	勤勉手当 1.60 月分 (0.75) 月分
(加算措置の状況) ・役職加算 5~15%		(加算措置の状況) ・役職加算 5~20% ・管理職加算 15~25%		(加算措置の状況) ・役職加算 5~20% ・管理職加算 10~25%	

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合である。

○ 勤勉手当への勤務成績の反映状況(一般行政職)

--

(2) 退職手当 (28年4月1日)

金山町			国		
(支給率)	自己都合	勸奨・定年	(支給率)	自己都合	勸奨・定年
勤続20年	20.445 月分	25.55625 月分	勤続20年	20.445 月分	25.55625 月分
勤続25年	29.145 月分	34.5825 月分	勤続25年	29.145 月分	34.5825 月分
勤続35年	41.325 月分	49.59 月分	勤続35年	41.325 月分	49.59 月分
最高限度額	49.59 月分	49.59 月分	最高限度額	49.59 月分	49.59 月分
その他の加算措置	定年前早期退職特別措置 (2%~20%加算)		その他の加算措置	定年前早期退職特別措置 (3%~45%加算)	

(注) 退職手当の支給率は福島県市町村総合事務組合「市町村職員の退職手当に関する条例」で定められている。

(3) 地域手当

該当なし

(4) 特殊勤務手当 (28年4月1日現在)

区分		全職種	
支給実績(27年度決算)		-	千円
支給職員1人当たり平均支給年額(26年度決算)		-	円
職員全体に占める手当支給職員の割合(26年度)		-	%
手当の種類(手当数)		-	
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する支給単価
-	-	-	-
-	-	-	-

※平成17年4月1日から全廃

(5) 時間外勤務手当

支給実績（27年度決算）	15,047 千円
職員1人当たり平均支給年額（27年度決算）	238 千円
支給実績（26年度決算）	18,131 千円
職員1人当たり平均支給年額（26年度決算）	292 千円

(6) その他の手当（28年4月1日現在）

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 （27年度決算）	支給職員1人当たり 平均支給年額 （27年度決算）
扶養手当	別に記載	同じ	別に記載	8,541 千円	266,906 円
住居手当	〃	異なる	〃	3,025 千円	201,680 円
通勤手当	〃	異なる	〃	4,472 千円	70,993 円
管理職手当	〃	異なる	〃	1,953 千円	244,233 円
寒冷地手当	〃	異なる	〃	4,097 千円	65,031 円

○扶養手当

扶養親族の要件	支給額
配偶者	13,000
配偶者以外	6,500
1人（配偶者無し）	11,000
特定期間の加算	5,000

○住居手当

1. 職員の居住する借家・借間

支給要件	自ら居住するための住宅を借り受け、現に該当住宅に居住し、月額9,500円を超える家賃を支払っている職員
支給額	家賃20,500円以下の場合 家賃額－9,500円
	家賃20,500円を超え、52,000円未満の場合 $(家賃 - 20,500円) \times 1/2 + 11,000円$
	家賃52,000円以上の場合 27,000円

2. 配偶者の居住する借家・借間

支給要件	(1) 単身赴任手当を支給される職員で、配偶者が居住するための住宅を借り受け、現に当該住宅に配偶者が居住し、月額9,500円を超える家賃を支払っている職員
	(2) 単身赴任手当を支給される配偶者のない職員で、単身赴任手当の支給要件に係る子が現に居住している住宅を借り受け、月額9,500円を超える家賃を支払っている職員
支給額	「職員の居住する借家・借間」により算出される額の1/2の額

○通勤手当

1. 交通機関利用者

支給要件	通勤のために交通機関等の利用を常例とすること、運賃等の負担を常例とすること、徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2km以上であること
支給額	運賃等相当額が55,000円以下については運賃等相当額

2. 自動車等の使用車

支給要件	通勤のために自動車等の使用を常例とすること、徒歩により通勤するものとした場合通勤距離が片道2km以上であること
支給額	下記支給額のとおり

使用距離区間

支給額	片道の使用距離			支給額
	0km	～	4km	
	0km	～	4km	2,000円
	4km	～	6km	3,100円
	6km	～	8km	4,400円
	8km	～	10km	5,600円
	10km	～	12km	6,800円
	12km	～	14km	8,100円
	14km	～	16km	9,300円
	16km	～	18km	10,600円
	18km	～	20km	11,800円
	20km	～	22km	13,100円
	22km	～	24km	14,300円

○管理職手当

役職	支給額
6級の課長、課長相当職	21,000円
5級の課長、課長相当職	20,200円

○寒冷地手当

世帯等の区分		
世帯主である職員		その他の職員
扶養親族のある職員	その他の世帯主である職員	
17,800円	10,200円	7,360円

5. 特別職の報酬等の状況（28年4月1日現在）

区分		給料月額等			
給料	町長	701,000	円	(参考)類似団体における最高/最低額	
				830,000	円/ 492,000 円
	副町長	567,000	円	669,000	円/ 443,000 円
報酬	議長	253,000	円	316,000	円/ 176,000 円
	副議長	204,000	円	255,000	円/ 122,400 円
	議員	183,000	円	233,000	円/ 103,000 円
期末手当	市区町村長	(27年度支給割合) 2.9 月分			
	副町長				
	議長 副議長 議員	(27年度支給割合) 2.9 月分			
退職手当	町長	(算定方法) 701,000 × 在職月数 × 48 / 100	(1期の手当額) 16,151,040	円	(支給時期) 任期毎
	副町長	567,000 × 在職月数 × 29 / 100	7,892,640	円	任期毎

6. 職員数の状況

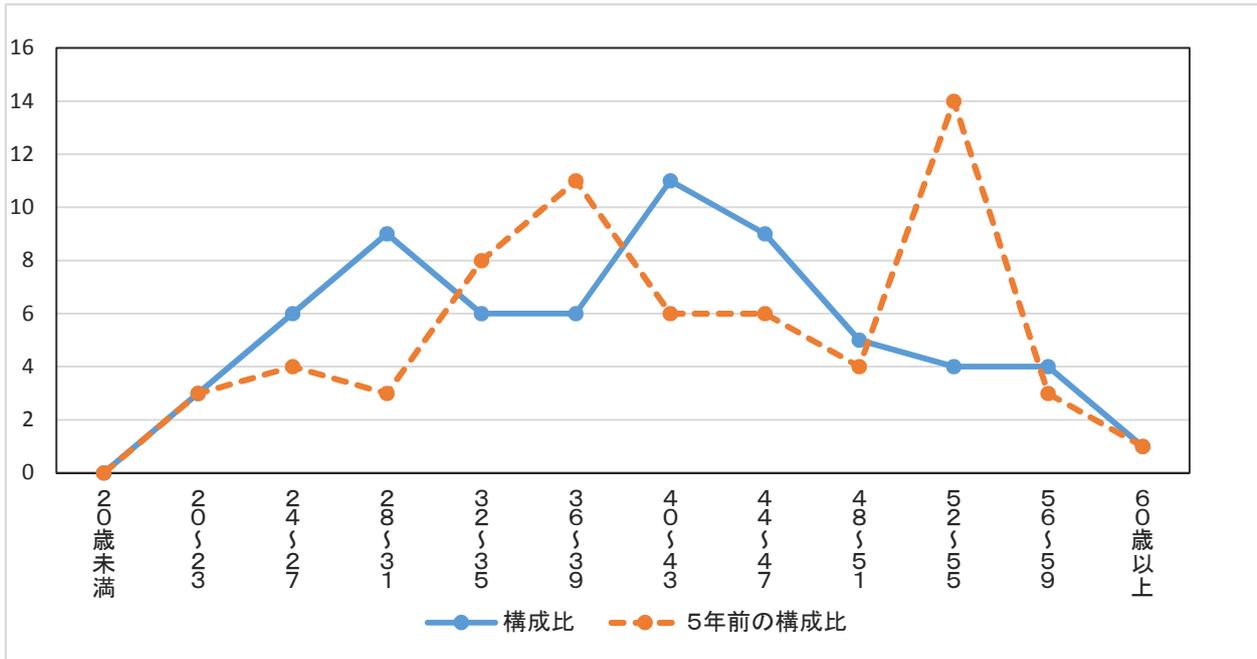
(1) 部門別職員数の状況と主な増減理由

(各年4月1日現在)

部門	区分	職員数		対前年増減数	主な増減理由
		平成28年	平成27年		
一般行政部門	議会	1	1	0	農林振興の業務充実のため 商工観光の業務充実のため 調理員の退職のため 保健指導の業務充実のため
	総務	17	17	0	
	税務	3	3	0	
	農水	6	5	1	
	商工	3	2	1	
	土木	4	4	0	
	民生	8	9	-1	
	衛生	4	3	1	
小計		46	44	2	
特別行政部門	教育 (教育長を含む)	6	6	0	
	小計	6	6	0	
公営企業等	病院	5	4	1	看護師の新採用のため
	水道	1	1	0	
	下水道	3	3	0	
	その他	3	3	0	
	小計	12	11	1	
合計		64 [96]	61 [96]	3	

(注) 1 職員数は一般職に属する職員数である。
2 []内は、条例定数の合計である。

(2) 年齢別職員構成の状況（28年4月1日現在）



区分	20歳未満	20歳～23歳	24歳～27歳	28歳～31歳	32歳～35歳	36歳～39歳	40歳～43歳	44歳～47歳	48歳～51歳	52歳～55歳	56歳～59歳	60歳以上	計
職員数	0人	3人	6人	9人	6人	6人	11人	9人	5人	4人	4人	1人	64

(3) 職員数の推移

(単位：人・%)

部門別	23年	24年	25年	26年	27年	28年	過去5年間の増減数(率)
一般行政	45	46	46	44	44	46	1 (2%)
教育	6	6	6	7	6	6	0 (0%)
普通会計	51	52	52	51	50	52	1 (2%)
公営企業等会計	13	12	12	11	11	12	-1 (-8%)
総合計	64	64	64	62	61	64	0 (0%)